

機関紙「飛翔」掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚MACが発行する機関紙「飛翔」(以下「飛翔」と言う)に掲載するイベント・講座・会議等の掲載記事(以下「記事」と言う)の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(記事の掲載基準及び範囲)

第2条 飛翔に掲載することができる記事は、下記のいずれかに該当するものとする。

- ①平塚MACが主催・共催・後援しているもの。
- ②平塚MAC以外の団体が主催・共催・推薦している事業で、営利を目的としないもの。
- ③公共団体または公共施設が主催・共催・後援・推薦している事業で営利を目的としないもの。
- ④平塚MAC会員の便益に供すると判断できるもの。

2. 次のいずれかに該当するものは、掲載ができない。

- ①平塚MACの品位・公共性または公益性を損なう恐れがあるもの。
- ②営利目的の宣伝または広告活動になるもの。
- ③政治的・宗教的または選挙活動に関するもの。
- ④掲載意図及び内容が明確でないもの。

(掲載する記事の優先)

第3条 飛翔に掲載する記事が通常の紙面の範囲を超える場合は、平塚MACが主催・共催する記事を優先する。

(掲載の申し込み)

第4条 飛翔に記事の掲載を希望する会員は、指定された期日までに原稿を飛翔編集員に提出する。

(了解事項)

第5条 会員は次のことを了解するものとする。

- ①飛翔に掲載された記事は会員以外の人も閲覧する。
- ②記事は紙面の構成上その文字数に制限がある。
- ③記事の内容については事前に寄稿者と編集員が相談の上変更を依頼する場合がある。
- ④記事の内容を変えない範囲で、句読点や文脈の段落変更等については編集会議で決定する。
- ⑤記事の掲載月については飛翔編集員が開催する編集会議で決定する。

(附則)

制定 平成25年4月1日

改訂 令和2年12月17日(機関紙「飛翔」掲載基準から機関紙「飛翔」掲載要綱への改訂も含む)